

諸外国における選挙人名簿の閲覧制度について

国名		日本	韓国	フランス	スウェーデン	イギリス	ドイツ(ベルリン州)	ノルウェー	フィンランド
I 選挙人名簿制度の概要	1 選挙人名簿の調製方法	永久選挙人名簿	選挙の都度選挙人名簿を調製	永久選挙人名簿	選挙の都度選挙人名簿を調製	1年ごとに選挙人名簿を調製	選挙の都度選挙人名簿を調製	選挙の都度選挙人名簿を調製	選挙の都度選挙人名簿を調製
	2 選挙人名簿に登録されるための要件	市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民(選挙権の消極的要件に該当し、選挙権を有しない者を除く。)で、引き続き3箇月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されていること	選挙日現在20歳以上の国民であって、選挙人名簿作成基準日現在、当該投票区の区域内に住民登録されている者	満18歳以上であり、コミュニ(市町村)に住所又は5年以上地方税を払っている別宅を所有している者であって、選挙権を有する者	選挙期日までに年齢満18歳に達しているスウェーデン国民であって国内に居住している者又はかつてスウェーデンに住民登録をしていた者(国政選挙の場合)	18歳以上のイギリス、コモンウェルス及びEU国籍の者であってイギリス国内に居住する者(海外在住のイギリス国籍者は、一定の条件を満たせば、登録が認められる)。	18歳以上のドイツ国民で選挙権を有する者であって、選挙期日の35日前までに住民登録されているすべての有権者	ノルウェーの国籍を有し、国内において住民登録をしている者であって選挙が執行される年の12月31日現在で年齢満18歳に達している者	18歳以上のフィンランド国民で選挙権を有する者
	3 選挙人名簿に載っている個人情報	氏名、住所、生年月日、性別等	氏名、住所、生年月日、性別等	氏名、住所、生年月日、出生地	①氏名 ②PIN(個人識別番号。選挙人の生年月日が含まれる) ③住所 ④郵便番号 ⑤住民登録をしている住所の登記番号 ⑥国籍 ⑦住民登録日 ⑧公式移住日 ⑨住所秘匿(裁判所の決定による住所情報の非公開)	氏名、住所	氏名、住所、生年月日	氏名、住所、生年月日、性別	①選挙人のIDナンバー ②氏名 ③国政選挙の選挙区 ④フィンランド国内の住所地市町村 ⑤投票区 ⑥選挙当日の投票所とその住所 ⑦選挙人の母国語(アイランド語、ノルウェー語、スウェーデン語又はデンマーク語の場合) ⑧フィンランド以外に住んでいる場合には居住国 ⑨住所地市町村がある行政区の地域登録所 ⑩登録の日 等
	4 選挙人名簿の記録に異議がある場合に、それを是正するための方法	○ 異議の申出 選挙人名簿の登録に不服がある場合には、市町村の選挙管理委員会に対して異議の申出をすることができる。 ○ 訴訟の提起 異議の申出に対する市町村の選挙管理委員会の決定に不服がある場合には、地方裁判所に訴訟を提起することができる。	○ 異議申請 選挙人名簿に誤載・脱漏があると認めるときには、閲覧期間内に異議を申し出ることができる。 ○ 不服申請 異議申請に対する決定について不服がある異議申請人や関係人は、書面で選挙管理委員会に不服を申請することができる。 ○ 名簿漏落者の救済 異議申請期間の満了日以降に選挙人名簿から脱漏している者がいることが発見された場合には、書面で選挙人名簿への登録申請を行うことができる。	○異議の申出 登録に関して異議がある場合、地方庁、コミュニ(市町村)、小審裁判所からの代表者各1名ずつで構成される委員会に申出を行うことができる。 ○訴訟の提起 異議申請期間の満了日以降に選挙人名簿から脱漏している者がいることが発見された場合には、書面で選挙人名簿への登録申請を行うことができる。	一定の期間内に各地域の選挙管理庁に対して書面にて異議を申し出ることができる。	居住する自治体の窓口へ届出を行う。	選挙期日の20日～16日前までの間、有権者は市町村に対して選挙人名簿に関する申立を行うことができる。市町村は申立に対して裁定を下さなければならない。 裁定に不服がある場合には、有権者は選挙区評決官(郡の選管委員長)に異議を申し立てることができる。	選挙人名簿に誤載又は脱漏があると認める選挙人は、選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。	名簿に脱漏または誤載があると認める選挙人は、所定の日時までに書面にて訂正を求めることができる。

注) 各国関係機関に対して送付した調査に対する回答やヒアリングを実施した結果等に基づき、選挙課で作成。

諸外国における選挙人名簿の閲覧制度について

国名	日本	韓国	フランス	スウェーデン	イギリス	ドイツ(ベルリン州)	ノルウェー	フィンランド	
1	閲覧に供する情報	氏名、住所、生年月日、性別	氏名、住所、生年月日、性別等	氏名、住所、生年月日、出生地	氏名、PIN(生年月日が含まれる)等	氏名、住所	氏名、住所、生年月日	氏名、住所、生年月日、性別	I 3と同様
2	閲覧を拒否することとされている事由	営利又は不当な目的による閲覧は拒否することとされている。	誰でも自由に選挙人名簿を閲覧することができるが、財産上の利益その他営利を図ることを目的に閲覧制度を利用することはできない。	選挙人名簿に登録されている者に限り選挙人名簿の閲覧が認められているが、営利目的の閲覧は認められない。	選挙の当日で執務に支障がある場合。	○完全名簿 選挙目的及びその他限定された目的に限って閲覧が認められている。 ○限定名簿 特になし	原則として、選挙人は自ら以外の第三者に係る選挙人名簿の記載を閲覧することができない(他の有権者に関する情報が誤っていることを地方団体に疎明した場合に限り、第三者に係る選挙人名簿の記載を閲覧することができる)。 ・政党その他の政治団体が選挙運動のために使用する場合 ・学術機関が学術調査のために必要があるとして住民登録簿の許可を得た場合に限り、第三者に閲覧することが可能であり、その他の場合には閲覧が認められていない。	特になし	
3	公職の候補者・政党が選挙運動等の目的で名簿を閲覧することの可否	可能	可能	・候補者個人が閲覧することは可 ・政党が閲覧することは不可(報道機関、学術機関は個人なら可)	可能	・公職の候補者及び政党は、選挙運動・政治活動目的で完全名簿を閲覧することができる。 ・それ以外の場合には、限定名簿の閲覧のみが認められている。	選挙人名簿の閲覧制度とは別に、政党及び無所属候補者に限り、住民登録データから選挙人の氏名、住所、年齢を閲覧することができる。	選挙に立候補しているすべての政党その他の政治団体に限り、選挙人名簿を閲覧することが可能。	何人でも選挙人名簿を自由に使うことができる。
4	閲覧の方法等	4分の1程度の市町村において、選挙人名簿をコピーすることが認められているが、それ以外の市町村においては選挙人名簿の記載を書き写すことしか認められていない。	候補者、選挙事務長、選挙連絡所長は、書面で地方団体の長に申請することにより、選挙人名簿の写し等の交付を受けることができる	名簿の記載を転記するほか、コピーも可能。	・選挙人名簿の写しの交付又は郵送を受けることが可能。 ・直近の2回の国政選挙のいずれかにおいて1%以上の得票率を得た政党は、選挙人名簿のコピーを無料で入手することができる。	完全名簿については転記しか認められていない(限定名簿についてはこの限りではない)。 ○完全名簿 政党、候補者、信用調査機関及び政府機関のみ入手可能。 ○限定名簿 特段制限はない。	選挙人名簿の記載を転記することもコピーすることも禁止されている。	選挙に立候補しているすべての政党その他の政治団体の、選挙人名簿のコピーを無料で入手することができる。	閲覧することができるほか、電話により情報を入手することもできる。
5	閲覧制度を悪用した者に対する制裁措置の有無	なし	選挙人名簿を他人に譲渡・貸与、また財産上の利益その他営利を目的に利用した者は、2年以下の懲役又は400万ウォン(約40万円)以下の罰金が課される。	目的を偽って閲覧等をした者は、38ユーロ(約5千円)の罰金が課される。	なし	完全名簿の情報を漏洩した場合、5千ポンド(約100万円)以下の罰金が課される。	政党又は無所属候補者は、選挙以外の目的で住民登録情報を使用した場合又は選挙後1週間以内に知り得た情報を廃棄しない場合には、最大25,000ユーロ(約340万円)の罰金が課される。	刑事罰はないものの、政党その他の政治団体の、政治目的以外の目的で選挙人名簿を使用することはできず、また、第三者に選挙人名簿を譲渡することが禁じられている。	なし
6	その他	—	—	—	裁判所の命令がある場合に限り、選挙人名簿に記載された情報を非公開とすることができる。	—	自らに係る情報が公開されることによって生活上の安全が脅かされることを立証した者は、市町村に対して匿名の登録をすることによって、住民登録情報を非公開とすることができる。	—	—

注) 各国関係機関に対して送付した調査に対する回答やヒアリングを実施した結果等に基づき、選挙課で作成。